

山梨県企業立地促進奨励金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県企業立地促進奨励金(以下「奨励金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、県及び市町村が一体となって、企業立地を促進するため、県内に工場を新設又は増設した企業に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することにより、県下全域の均衡ある工業の集積を図りながら、経済変動にも弾力的に対応できる産業構造を構築し、もって県内経済の活性化と県民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 製造事業用設備 農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令(昭和63年自治省令第二十六号)第二条に規定する工業等の用に供する設備のうち、製造業の用に供するものをいう。

(2) 適用設備 製造事業用設備でこれを構成する減価償却資産のうち所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第7条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備をいう。

(3) 操業開始 最初の適用設備を事業の用に供することをいう。

(指定団地)

第4条 この要綱の対象となる工業団地は、県の基幹工業団地、地域中核工業団地、地区拠点工業団地又は首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和33年法律第98号)に基づき造成される工業団地で、次に掲げる要件を備え、かつ、知事が指定したもの(以下「指定団地」という。)とする。

(1) 他の優遇措置を受けられない工業団地のうち、当該優遇措置との均衡上企業立地に支障が生ずると認める工業団地

(2) 当該工業団地の所在市町村が、当該団地内において適用設備を新設又は増設した者に対し、別に定める助成措置を講ずる工業団地

(奨励金の交付)

第 5 条 奨励金は、指定団地内に、当該指定の日以後最初に土地を取得し、適用設備を新設又は増設した者に対し、当該新設し、又は増設した適用設備が、山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和 5 0 年山梨県条例第 1 2 号）第 2 0 条又は第 2 1 条の規定による規制基準に適合すると認められる場合に交付するものとする。

2 奨励金の額は、別表により算出した額の合計額の範囲内で、別に予算で定める額とする。

(交付の申請)

第 6 条 奨励金の交付を受けようとする者は、操業開始の日以後、奨励金交付申請書（第 1 号様式）に別に定める書類を添付して知事に申請しなければならない。

2 前項の奨励金交付申請書は、規則第 1 2 条第 1 項の実績報告書を兼ねるものとする。

(交付の決定)

第 7 条 知事は、前条の規定による奨励金交付申請書の提出があったときは、予算の議決を経て、交付決定（第 2 号様式）を行い、申請者に通知するものとする。

2 前項の奨励金の交付決定の通知は、規則第 1 3 条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(交付決定の取り消し)

第 8 条 知事は、交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 事業を休止又は廃止したとき。

(2) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(3) その他奨励金の交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(奨励金の返還)

第 9 条 知事は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消した場合において、すでに奨励金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和 6 3 年 8 月 8 日から施行する。

2 この要綱は、平成 2 1 年 1 2 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに操業開始をした者については、同日後も、なおその効力を有する。

別表 (要綱第5条関係)

操業開始の日の属する年から3箇年間に於ける各年(法人に於ては、操業開始の日の属する事業年度から、操業開始の日から3年を経過する日までに終了する各事業年度)に於ける事業税の税額に相当する額を、当該個人又は法人に於ける県内の従業員数で除して得た額に、当該新設又は増設した適用設備に於ける従業員数を乗じて得た額
団地内の最初の取得(その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする適用設備である家屋の建設着手があつた場合に於ける当該家屋の敷地である土地の取得に限る。)に於て課せられる不動産取得税の税額に相当する額
団地内の最初の用地取得の日の属する年から3箇年の間(法人に於ては、その取得の日の属する事業年度から、当該取得の日から起算して3年を経過する日までに終了する事業年度の間)に当該土地の上に、新設又は増設した適用設備である家屋の取得に於て課せられる不動産取得税の税額に相当する額